三　試験は、次に掲げる方法により容器の断熱材で被覆された外面の表面温度及び当該外面近傍の大気温を測定することにより行うものとする。

イ　試験は、当該容器を四時間以上静置した後に行うこと。

ロ　試験時における液化天然ガスの充塡量は、容器の内容積の二十パーセント以上とすること。

ハ　保冷性能試験のための温度測定は、容器に直射日光等の輻射熱が当たることを避け、ほぼ無風の状態で行うこと。

ニ　容器の表面温度測定点から、百五十ミリメートル以内の位置の大気温を測温体を用いて複数回測定すること。

ホ　（略）

四　（略）

5　断熱性能試験及び保冷性能試験に合格しなかった容器は、修理又は調整して再び試験を行うことができるものとする。

（容器再検査における容器の規格）

第二十二条　（略）

2　規則第二十六条第四項第三号、同条第五項第四号及び同条第六項第四号の告示で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一　圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器にあっては、刻印等において示された容器検査年月日又は製造年月日から十五年（十五年を超えて圧縮天然ガスを充塡できるものとして製造された容器にあっては、二十年を超えない範囲内において、容器製造業者が定めた日）を経過していないこと。

一の二　液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあっては、刻印等において示された容器検査年月日又は製造年月日から十五年を経過していないこと。

一の三　圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器にあっては、刻印等において示された容器検査年月日若しくは製造年月日から十五年又は十五年を超えない範囲内において容器製造業者が定めた日を経過していないこと。

一の四　国際圧縮水素自動車燃料装置用容器（低充塡サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器を除く。）にあっては、刻印等において示された容器検査年月又は製造年月から二十五年を超えない範囲内において容器製造業者が定めた月を経過していないこと。

一の五　低充塡サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあっては、刻印等において示された容器検査年月又は製造年月から十五年を経過していないこと。

二・三　（略）

（一般附属品の性能試験）

第二十六条　規則第二十九条第一項第六号の一般附属品の性能試験は、次の各号に従って行うものとする。

一　（略）

三　試験は、次に掲げる方法により容器の断熱材で被覆された外面の表面温度及び当該外面近傍の大気温を測定することにより行うものとする。

イ　試験は、当該容器を四時間以上静置した後に行わなければならない。

ロ　試験時における液化天然ガスの充塡量は、容器の内容積の二十パーセント以上でなければならない。

ハ　保冷性能試験のための温度測定は、容器に直射日光等の輻射熱が当たることを避け、ほぼ無風の状態で行わなければならない。

ニ　容器の表面温度測定点から、百五十ミリメートル以内の位置の大気温を測温体を用いて複数回測定する。

ホ　（略）

四　（略）

5　断熱性能試験等に適合しなかった容器は、断熱装置を修理又は改造して再試験を行うことができるものとする。

（容器再検査における容器の規格）

第二十二条　（略）

2　規則第二十六条第四項第三号、同条第五項第四号及び同条第六項第四号の告示で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一　圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器にあっては刻印等において示された容器検査年月日又は製造年月日から十五年（十五年を超えて圧縮天然ガスを充塡できるものとして製造された容器にあっては、二十年を超えない範囲内において、容器製造業者が定めた日）を経過していないこと。

一の二　液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあっては刻印等において示された容器検査年月日又は製造年月日から十五年を経過していないこと。

一の三　圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器にあっては刻印等において示された容器検査年月日若しくは製造年月日から十五年又は十五年を超えない範囲内において容器製造業者が定めた日を経過していないこと。

一の四　国際圧縮水素自動車燃料装置用容器（低充塡サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器を除く。）にあっては刻印等において示された容器検査年月又は製造年月から二十五年を超えない範囲内において容器製造業者が定めた月を経過していないこと。

一の五　低充塡サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあっては刻印等において示された容器検査年月又は製造年月から十五年を経過していないこと。

二・三　（略）

（一般附属品の性能試験）

第二十六条　規則第二十九条第一項第六号の一般附属品の性能試験は、次の各号に従って行うものとする。

一　（略）